

訪問看護ステーションクラエ厚木

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社クラエ（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションクラエ厚木（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者が要介護状態または、介護予防状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 3 「指定居宅サービス業の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第三十七号及び神奈川県が条例で定める）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションクラエ厚木
- (2) 所在地 神奈川県厚木市愛甲2丁目23-9 メゾン・ショージ2番館101

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び、業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員：保健師、看護師 常勤3名(常勤兼務1名、常勤専従2名)
非常勤2名(非常勤専従2名)

看護職員は常勤換算で2.5名以上となるように配置する。なお、1名は常勤でなければならない。
看護職員は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 理学療法士等：非常勤1名(非常勤専従1名)
必要に応じて雇用し、配置する。理学療法士等は訪問看護の一環としてのリハビリテーションを提供し、看護職員と連携して、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
- (4) 事務職員：常勤1名、必要に応じて雇用し、配置する。事務を行う。

(勤務体制の確保)

第5条 本事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を行い、必要な措置を行っていく。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、緊急時は時間外も対応する。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の手続き及び提供方法)

第7条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用の申し出は、本人またはその家族若しくは主治医〔介護保険法（法律第123号）に基づく要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）にかかる指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の申し出を除く〕のいずれかによる。
- (2) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を開始しようとする場合は、利用者または家族から訪問看護申込書とともに、主治医の作成した訪問看護指示書を受理した後、訪問を開始する。
- (3) 介護認定を受けておらず、利用者に主治医がいない場合は、管理者が利用者の居住する地区医師会へ主治医の推薦を依頼し選任を受ける。
- (4) 訪問看護業務の目標を達成し、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を終了しようとするときは、主治医および利用者（その家族を含む）にその了承を得る。ただし、利用者が介護保険法の要介護者等の場合は、当該利用者にかかる介護支援専門員に通知する。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供

(内容及び手続の説明および同意)

第9条 本事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用方法等について利用者の同意を得た後、サービス提供をしていく。

(実施時間および利用回数等)

第10条 実施時間及び利用回数などは次のとおりとする。

- (1) 介護保険法の要介護者・要支援者への指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施時間は、30分から1時間30分程度を標準とし、当該利用者にかかる介護支援専門員の作成する居宅介護サービス計画に基づく時間とする。
- (2) 医療保険によるサービス提供の利用日数は、終末期など厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除き、週3日を限度とする。

(利用料等)

第11条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）によるものとし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、基本利用料、その他の利用料および自己負担金等を徴収する。

2 利用料

医療保険：健康保険法または高齢者医療確保法に基づく訪問看護療養費の1～3割を徴収する。

介護保険：介護保険法に基づく訪問看護費の1～3割を徴収する。

3 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 介護保険サービス実施区域外は、越境部から片道20円/kmとする。
- (2) 医療保険利用者の交通費は、本事業所から2km未満200円、2km以上300円とする。

4 その他の利用料

①その他のオプション料金（保険外の訪問看護）は、30分毎に3,000円とする。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)は25%増

深夜(午後10時～午前6時)は50%増

休日(午前6時～午後10時)は35%増

休日深夜(午後10時～午前6時)は60%増

②死後の処置料は、15,000 円(営業時間内)とする。

20,000 円(営業時間外、休業日の終日)とする。

③サービス実施記録の複写代(郵送代別)は、1,800 円とする。

④外出の同行(指定訪問看護利用者からの依頼)は、2 時間以内 20,000 円とする。

2 時間以上 1 時間毎に 10,000 円とする。

- 5 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料、交通費、その他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が必要なオムツや衛生材料等の物品を提供した場合は実費額を徴収する
- 7 キャンセル料 介護保険の訪問看護利用者が入院等病状以外の利用者都合でサービスをキャンセルする場合、次の項目に該当するキャンセル料を徴収する。
 - (1) 利用する前日までに連絡があった場合 無料
 - (2) 利用する前日までに連絡が無い場合 3,000 円
- 8 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施地域は厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村の区域とする。

(秘密の保持、個人情報の保護)

第 13 条 本事業所及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らさない。

- 2 本事業所は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、県、市町村や医療機関等に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供していく。
- 4 本事業所は個人情報管理規定に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱う。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、地域包括支援センター、当該利用者のかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 15 条 本事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、リスクマネジメント、介護事故予防マニュアルに基づき、すみやかに必要な措置を講じていく。

- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 本事業所は、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置をし、職員に周知徹底を図るとともに、指針の整備、研修及び訓練を定期的の実施していく。

- 2 本事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒・清掃を実施する等、常に衛生管理に留意していく。
- 3 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理 (従業者の定期健康診断 1 回/年実施)
- 4 感染性廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者またはその家族が医療機関に持ち込む等して処理する

(非常災害時の対応)

第 17 条 本事業所の災害対策マニュアルに基づき、年に 1 回の防災訓練を行っていくとともに、事前準備をしていく。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置をしていく。

(虐待防止のための措置)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年 1 回以上実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第 20 条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 21 条 本事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 本事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修：感染症（食中毒）、倫理、災害、個人情報、運転管理、認知症、ハラスメント等
- (3) マニュアル見直し必要時、読み合わせを行う。

2 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

3 事業所は指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録(電子的・磁氣的記録を含む)を整備し、その完結から 5 年間保存する。

- (1) 訪問看護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (5) 苦情・相談等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

4 事業所は従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から 5 年間保存する。

5 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを、書面に代えて電磁的方法で交付する場合がある。

附則

この規程は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

この規定の一部を訂正し、令和 7 年 2 月 3 日から実施する。

この規定の一部を訂正し、令和 7 年 5 月 7 日から実施する。

この規定の一部を訂正し、令和 7 年 8 月 1 日から実施する。

この規定の一部を訂正し、令和 7 年 9 月 1 日から実施する。

この規定の一部を訂正し、令和 7 年 10 月 20 日から実施する。